年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

茨城厚生年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成8年5月から同年9月までは59万円、同年10月から10年1月までは 56万円、17年7月から同年8月までは15万円、同年9月から同年12月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から18年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、私が記憶している給与支給額と相違していることが判明した。私は、同社に勤務していた当時の給与支給明細書を所持しているので、申立期間の標準報酬月額について、給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間のうち、平成8年5月1日から9年12月1日までの期間、10年1月1日から同年2月1日までの期間及び17年12月1日から18年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、8年5月から同年9月までは59万円、同年10月から9年11月まで及び10年1月は56万円、17年12月は14万2,000円とすることが妥当である。

また、給与支給明細書が無い平成9年12月1日から10年1月1日までの期間及び17年7月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額についても、それぞれの期間の前後における給与支給明細書から推認できる保険料控除額から、9年12月は56万円、17年7月から同年8月までは15万円、同年9月から同年11月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成 10 年 2 月 1 日から 17 年 7 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年9月5日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。

B社に入社後、関連会社であるA社が新設され同社に異動となったが、継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料支払明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し(昭和 41 年 5 月 1 日に、B社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年9月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所としての記録が無いが、雇用保険の記録によると、申立人を含む10人が同年5月1日に資格取得していることが確認できる上、前述のとおり、同社において給与が

支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、同社は、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城国民年金 事案 1440

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月、同年9月から38年3月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月

② 昭和37年9月から38年3月まで

③ 昭和39年4月から40年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間① の保険料が未納とされており、申立期間②及び③については国民年金に未 加入とされていた。申立期間については、兄が私の国民年金の加入手続を 行い、保険料についても兄が納付してくれていたはずである。

このため、申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②及び ③については国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前回申立てにおける申立期間である昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官(当時)へのあっせんが行われており、今回、申立人は、前回の申立期間の前後の期間である申立期間①、②及び③についても、その兄が国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、前回の申立期間については、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)に保険料を一旦納付していた記録があり、その後還付された記録もあるものの、還付理由が不明であること等を理由に、年金記録の訂正が必要と判断したものであるが、今回の申立期間については、同台帳に保険料を納付していた記録が無い。

また、申立人は、その兄が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についてもその兄が納付したと主張しているが、その兄は既に他界している上、申立人自身は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1441

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 4 月から平成 3 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から53年3月まで

② 昭和53年4月から平成3年5月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金に 未加入とされていた。昭和45年4月から国民年金に加入し、申立期間の保 険料を納付していた。また、平成3年6月に、私が代表役員をしている法 人が厚生年金保険の適用事業所となるに当たり、国民年金から厚生年金保 険への切替手続を社会保険労務士に委託しており、その時点において国民 年金保険料に未納があれば遡って納付するよう依頼していたが、未納等不 都合があったとの報告は無かった。

このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月から国民年金に加入し、保険料を納付していたと 主張しているが、加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではない上、 申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、「平成3年6月に、私が代表役員をしている法人が厚生年金保険の適用事業所となるに当たり、国民年金から厚生年金保険への切替手続を社会保険労務士に委託しており、その時点において国民年金保険料に未納があれば遡って納付するよう依頼していたが、未納等不都合があったとの報告は無かった。」と主張しているが、申立人が厚生年金保険の加入手続を委託したとする社会保険労務士事務所からは、「厚生年金保険は手続を行えば加入できるので国民年金保険料の納付状況は関係ない上、個人の国民年金保険料を預かって代わりに納付するようなことはない。」との回答を得ている。

さらに、申立人は、自身と同時期に厚生年金保険に加入した同僚2人も、 平成3年6月頃に、未納となっていた国民年金保険料を一括で納付したと主 張しているが、当該同僚には同時期に未納保険料を一括で納付した形跡は見 当たらない。

加えて、申立期間は20年以上の長期に及んでいる上、ほかに申立期間の国 民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1442

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から59年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和54年3月の会社退職後に国民年金の加入手続を行ったが、その後の同年9月からの勤務先を同年12月に退職後、55年1月頃に再び国民年金の加入手続を行い、保険料については母親が納税組合を通じて納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月頃に国民年金の再加入手続を行い、保険料についてはその母親が納税組合を通じて納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、被保険者資格の再取得年月日の欄に「55・1・1」と記載されている横に、社会保険庁(当時)へ進達した年月が押印されていることが確認でき、やや不鮮明ではあるものの、「56年10月」と判読できることから、申立人が国民年金の再加入手続を行ったのは、手続から進達までに2か月掛かったとしても同年8月頃であると考えられ、この時点において、申立期間のうち、55年1月から56年3月までの保険料については、過年度納付となることから、納税組合を通じて納付することができない。

また、仮に申立人の主張どおり、昭和55年1月に国民年金の再加入手続が行われていたとしても、通常、年度末近くに国民年金の加入手続を行った場合には、納税組合を通じて保険料を納付することができるのは翌年度からになることから、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの保険料については、納税組合を通じて納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料について納税組合を通じて納付したとする申立人の母親からは詳しい事情を聴取できる状態ではない上、申立人は当該保険料納付に直接関与していなかったことから、納税組合を通じての保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月1日から48年2月28日まで

② 昭和48年4月1日から49年4月30日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、申 立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該期間を含む昭和 47 年 2 月 25 日から 48 年 3 月 20 日までの期間について、事業所名は不明であるものの、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるとともに、申立人が名前を挙げた関係者の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の親会社であったC社の元事業主に照会したが、当時の書類が残っていないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、A社は、社会保険事務所(当時)において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立人が当時の支店長で社会保険事務の担当者であったとして名前を挙げた者については、C社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できるものの、当該名簿において申立人の氏名は見当たらない。

さらに、上記の者以外に申立人が名前を挙げた同僚2人についても、当 該名簿において氏名が見当たらない上、当該名簿に整理番号の欠番は無い。 このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の記録及び代表取締役の証言により、 申立人がB社に申立期間当時勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、代表取締役からも、同社は厚生年金保険に加入しておらず、保険料は控除していない旨の証言が得られた。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。